ホープ居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人桜樹会が開設するホープ居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。) が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)は、居宅において要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
- 2 事業の実施に当っては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者 に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏する ことのないよう、公正中立に行う。また、市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支 援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の所在地は、福山市駅家町大字法成寺100番地8とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤、介護支援専門員兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 5名以上 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (3) 事務職員の配置 1名以上 事務員は、ケアプラン関連書類のファイリング、事業所からの書類整理、実績配布、 提供表作成及び配布業務等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

感染症拡大防止や災害時においては、休止や閉鎖をする場合がある。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除 く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時00分までとする。
- (3) 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談コーナー
- (2) 使用する課題分析表の種類 居宅サービス計画ガイドライン

- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室、主治医の指定された場所等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) 情報通信機器を使用し、利用者等の情報共有、連絡調整
- (4) その他の便官の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市(駅家町、御幸町、加茂町、芦田町、山野町、新市町、神辺町)府中市の地域とする。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(高齢者虐待等の禁止)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行 うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周 知徹底を図る。
- 3 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 5 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

- 第12条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体 を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下 「身体拘束等」という。)を行わない。
 - 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (2) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
 - (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことが出来るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

(ハラスメントの禁止)

- 第13条 事業所は、職場及び介護現場におけるハラスメントを防止し、ハラスメントの原因となりうる要因を十分に理解し、予防措置を講じ、発生時には迅速かつ公正な対応を行うものとする。
 - 2 ハラスメントの内容及び防止に関する方針の明確化
 - 3 介護支援専門員への周知及び啓発
 - 4 相談及び対応のための体制整備、窓口の設置
 - 5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 事業所は、介護支援専門員に質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるもの とし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 福山市地域介護専門員連絡会議の研修
 - (2) 福山市連絡協議会が開催する研修
 - (3) その他の研修
 - 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
 - 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人桜樹会と 事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年6月1日より一部改正する。
- この規定は、平成29年6月1日より一部改正する。
- この規定は、平成30年5月1日より一部改正する。
- この規定は、平成31年1月16日より一部改正する。
- この規定は、平成31年3月16日より一部改正する。
- この規定は、令和 3年1月16日より一部改正する。
- この規定は、令和3年 4月1日より一部改正する。
- この規定は、令和3年 5月1日より一部改正する。

- この規定は、令和3年 6月1日より一部改正する。
- この規定は、令和3年 8月1日より一部改正する。
- この規定は、令和3年 9月1日より一部改正する。
- この規定は、令和4年 4月1日より一部改正する。
- この規定は、令和4年 9月1日より一部改正する。
- この規定は、令和4年12月1日より一部改正する。
- この規定は、令和6年 4月1日より一部改正する。